

災害に係る住家の被害認定基準等に関する運用状況調査結果

内閣府(防災)

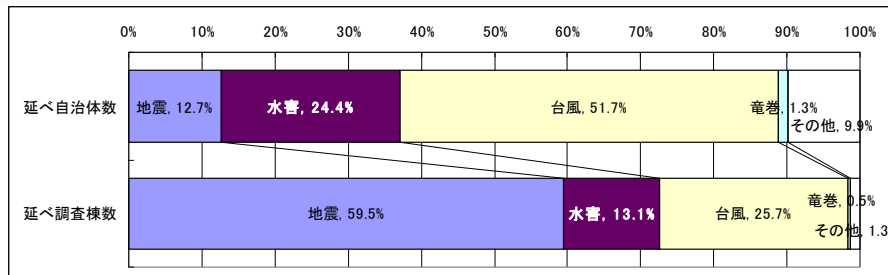
平成20年10月

調査方法

- 調査対象:平成13年以降住家被害認定を実施した市町村
- 調査方法:内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(災害復旧・復興担当)付から、都道府県を通じて、Eメールで調査票を配布し依頼、メール、郵送、FAX等で回収
- 調査時期:平成20年7月～平成20年9月
- 調査項目:①被害認定の実施状況等について、②住家被害認定基準運用指針について 等
- 回収状況:41都道府県429市町村
(平成20年9月9日時点)



1. 被害認定を実施した災害の種類



注 本調査は、被害認定の実績がある自治体に対し、被害認定を行った災害のうち、調査棟数の多い方から3件について、調査棟数等について回答頂いたものである。

災害の種類	実施自治体数	調査棟数
地震	86自治体	245,100棟
水害	166自治体	53,950棟
台風	351自治体	103,896棟
竜巻	9自治体	1,827棟
その他	67自治体	5,025棟
合計	679自治体	409,798棟

※台風は、台風による水害を含む。

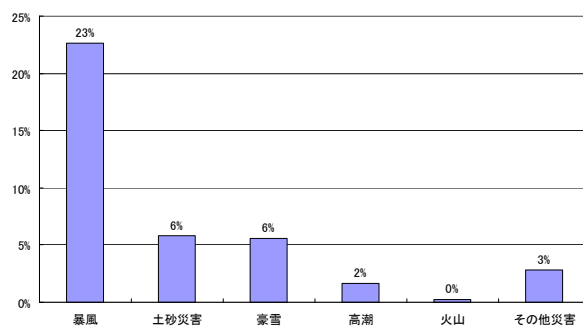
※その他の災害: 強風・暴風、突風、雪害、落雷、低気圧災害、火山活動、土砂災害、陥没

地震被害の場合、他の災害と比べ、調査棟数が極めて多くなる場合がある。

被害認定を行った自治体数で見ると、台風による被害が過半を占めるが、被害認定調査を行った棟数で見ると、地震による被害が6割を占める。

2. 地震・洪水以外での被害認定の実施状況

【地震、洪水以外の災害による被害認定を実施した自治体の割合 (n=429)】



災害	被害認定実施自治体数
暴風	97自治体
土砂災害	25自治体
豪雪	24自治体
高潮	7自治体
火山	1自治体
その他災害	12自治体

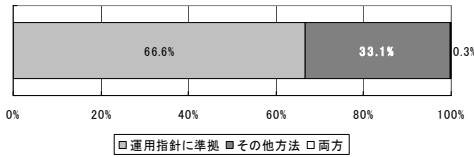
※その他災害としては、火災、落雷等があげられた。

暴風の被害認定を実施する際の判定方法は、運用指針に準拠(21件)、外観目視(17件)、損壊割合による(10件)等とされているが、地震等による被害を参考にする場合と浸水による被害を参考にする場合と両方の回答があった。

2割を超す自治体(97自治体)で暴風災害による住家の被害認定を実施している(参考:地震の被害認定を実施した自治体は86自治体)。

3. 運用指針及び調査表の活用状況

【運用指針の活用状況 (n=665)】

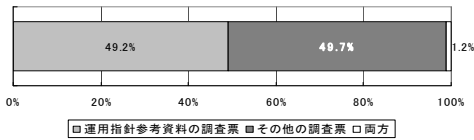


災害ごとに運用指針に準拠している割合を見ると、地震78%、水害67%、台風66%、竜巻56%となっている。

※その他の方法

調査員の主観的判断によるもの、地域独自の基準、税や見舞金に関する規定、応急危険度判定結果等他の基準の活用、業者の見積もりによる判断などがあげられた。

【調査表の活用状況 (n=598)】

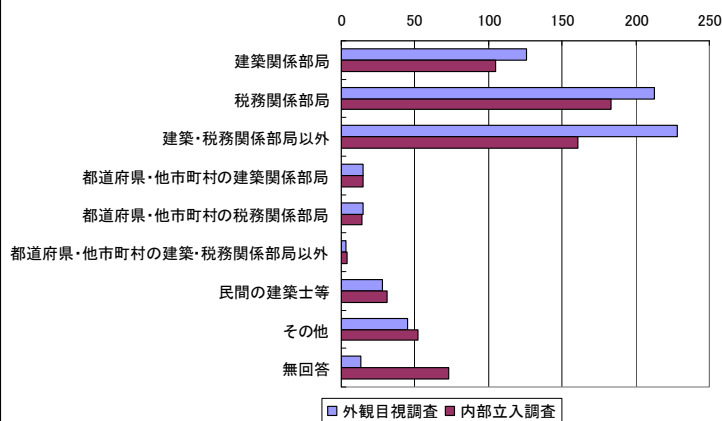


災害ごとに運用指針(参考資料)の調査表を活用している割合を見ると、地震63%、水害46%、台風51%、竜巻43%となっている。

延べ自治体数の割合で見ると、約2/3の被害認定は、運用指針に準拠している一方、運用指針(参考資料)の調査表の活用状況は5割を下回っている。

4. 被害認定の調査員の属性

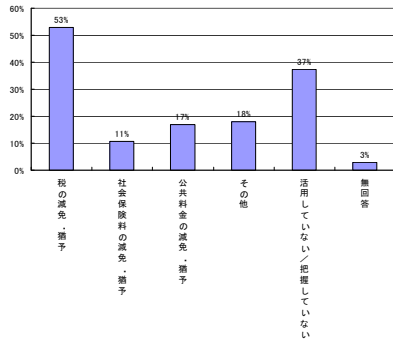
【外観目視調査及び内部立入調査の調査員の属性 (n=428)】



被害認定調査に、建築・税務関係部局以外の職員を活用している自治体が5割を超えている一方、他自治体からの応援を受ける場合は、建築・税務関係部局の職員を派遣してもらうケースが多い。

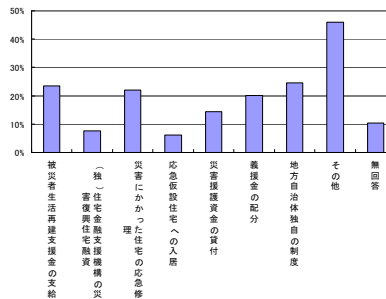
5. 被害認定結果及びり災証明書の活用

【被害認定結果の活用(n=429)】



※その他として、各種見舞金、義援金の支払い等があげられた。

【り災証明書の活用(n=429)】



※その他として、保険金の請求、税・公共料金等の減免、各種見舞金の支払い等があげられた。

5割を越す自治体で、被害認定結果を税の減免・猶予に活用しているとともに、被害認定結果を記載したりり災証明書については、被災者生活再建支援金の支給の他、住宅の応急修繕、義援金の配分、地方自治体独自の制度等様々な被災者支援措置に活用されている。

6. 「部位別構成比」について

【部位別構成比に基づく判定方法の問題】

○水害において、(浸水深が同じでも)建物の階数及び階高により、損害割合が異なる(浸水深により判定する損害保険と判定が異なることから被災者の理解が得られにくい。)

【現行の部位別構成比の設定に係る問題】

○階数、建築様式(入母屋造、寄棟造等)の違いに応じた部位別構成比を設定すべき。

○浸水被害における非木造の部位別構成比の合計が40%と木造よりも低く設定されているため、浸水深が同じでも、損害割合は低く算定される。

○柱又は基礎の損傷率が75%以上になれば全壊と判定されるが、75%に満たない場合は、それぞれ20%、10%の範囲内で損害割合を算出することになり、取扱いの差が大きすぎるのではないかと(柱又は基礎の損傷率が0%以上で半壊等の取扱いができないか。)

○生活の拠点(台所、浴室、洗面所、洗濯場、便所、居間等)が何階にあるかを踏まえた部位別構成比の設定とすべき。

【各部位の部位別構成比の値に関する意見】

低くすべき	高くすべき/対象とすべき
屋根、天井、外壁、建具、設備	屋根、梁、設備(ボイラ、エアコンの室外機、浄化槽等)、内壁、床、基礎、電気製品等の家財道具

7. 「損傷の例示」について

【浸水被害関連】

- 浸水深さ及び被害度合いが少ない家屋においても、**汚泥による悪臭、汚水の染み込み**などの被害があった。
- 根太や床組などの構造部材について、**浸水後乾燥した際に反りが出て、床に不陸**が生じる場合があった。
- 床下浸水で住家に被害がなくても、ベタ基礎の床下に泥がたまり、**泥の搬出のため床を撤去**する必要がある場合があった。

【地盤被害関連】

- 地震被害で、布基礎の損傷は少ないが、**周辺及び内部の地盤が陥没**している場合があった。
- 水害の際**に、家屋の被害が比較的小さくても、**宅地の地盤が流出し、基礎が露出**する被害があった。
- 地震被害**で、家屋の被害が比較的小さくても、**地盤に大きな亀裂**があったり、液状化により**地盤が沈下し、基礎杭が露出**したりする被害があった。

【その他】

- 地震被害で、柱の傾斜が個々にはそれほどではないが、**捻じれていた**例があった。
- 地震被害や竜巻被害で、屋根葺き材の微妙なずれによる雨漏りや風圧による屋根の浮き上がりなど、**目視で判定できない被害**があった。

8. 「調査方法」について

【調査・判定フロー】

- 地震被害の際、建物の四隅の柱又は壁を計測しても傾斜がない場合でも、建物内部の**床が傾斜**していたりする場合があった。
- 外壁が板張りの住宅が地震被害を受けた際、**内部立入調査を踏まえた判定が外観目視調査のみによる判定よりも損害割合の著しく大きい**場合があった。
- 地震被害の被害認定について、**最初から内部立入調査も実施**したところ、調査のペースは遅れるものの、後の**再調査申請は少なくて済んだ**。
- 混合被害の場合**、被害調査時に見る項目が多く、調査表も数ページに渡って記入する必要があり、**取扱いが難しい**。

【住家被害調査表】

- 分かりやすい被害認定調査表のひな型**を作成してほしい。

【応急危険度判定等との技術的連携】

- 応急危険度判定調査と被害認定調査が同時期に行われたことから、混乱を招いた。
- 損害保険の査定と被害認定の判定が異なる**ことから、被災者の理解を得られにくいケースがあった。

9. その他要望等

【運用ルールを明確化すべきという指摘】

- 被災前に老朽化(劣化)していた住宅に関する判定はどうすればよいか。
- 複数の災害が重なった場合、どの災害による被害と判定すべきか。
- 店舗併用住居等1棟の建物に住家と非住家が混在している場合、どのように判定すればよいか。
- 集合住宅を個別に被害認定する際、どのように判定すればよいか。
- 壁体内や小屋組の被害など、目視のみで判定することが難しい被害について、どこまで調査すべきか。
- 住宅の裏側や屋根などを見ることができない場合には、そのような部分の判定はどうすればよいか。

【被害認定の実施体制整備】

- 自治体以外で被害認定調査を行う専門機関が必要ではないか。
- 近隣市、県、近隣県等との相互応援体制の構築が必須。
- 被害認定方法に関する(実技的な)研修を定期的実施する必要がある。
- 被害認定調査、り災証明書の発行を市町村で行うにあたって、立入調査権や身分証明の方法などについて法的位置付けを明らかにすべき。